

国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則（抜粋）

（平成16年4月1日総長裁定）

（前略）

（特殊勤務手当の種類）

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 高所作業手当（第3条）
- 二 爆発物取扱等作業手当（第4条）
- 三 航空手当（第5条）
- 四 種雄牛馬取扱手当（第6条）
- 五 死体処理手当（第7条）
- 六 放射線取扱手当（第8条）
- 七 異常圧力内作業手当（第9条）
- 八 山上等作業手当（第10条）
- 九 夜間看護手当（第11条）
- ~~十 極地観測手当（第12条）~~

（中略）

（異常圧力内作業手当）

第9条 異常圧力内作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 教職員が、高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事したとき。
- 二 教職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。
- 三 教職員が潜水船（~~海洋研究開発機構海洋科学技術センター~~に所属する「~~しんかい2000~~」及び「しんかい6500」に限る。）に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号の作業 作業に従事した時間1時間につき、気圧の区分に応じて次の表に定める額

| 気圧の区分 | 手当額 |
|------------------|--------|
| 0. 2メガパスカルまで | 210円 |
| 0. 3メガパスカルまで | 560円 |
| 0. 3メガパスカルを超えるとき | 1,000円 |

- 二 前項第2号の作業 作業に従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて次の表に定める額

| 潜水深度の区分 | 手当額 |
|--------------|--------|
| 20メートルまで | 310円 |
| 30メートルまで | 780円 |
| 30メートルを超えるとき | 1,500円 |

三 前項第3号の作業 作業に従事した時間1時間につき、教職員の職務の級に応じて次の表に定める額（潜水深度が300メートルを超える海中における作業に従事した場合にあっては、同表に定める額にその100分の30に相当する額を加算した額）

| 職務の級 | 手当額 |
|---------------------------------|--------|
| 一般職俸給表(一)4級以上の級 教育職俸給表3級以上の級 | 2,200円 |
| 一般職俸給表(一)3級及び2級 教育職俸給表2級 | 1,700円 |
| 一般職俸給表(一)1級 教育職俸給表1級 | 1,400円 |

3 一給与期間の異常圧力内作業手当の額を算定する場合において、当該期間内における第1項第1号、第2号又は第3号の作業に従事した第2項に規定する手当の額の区分ごとの合計時間に10分に満たない端数があるとき又は当該合計時間が10分に満たないときは、当該端数時間又は当該合計時間を10分に切り上げる。

(中略)

(夜間看護等手当)

第11条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 助産師、看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時後翌日の午前5時前の間（以下「深夜」という。）において行われる看護等の業務に従事したとき。
- 二 医療職俸給表の適用を受ける教職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号の業務 次の表に掲げる勤務の区分に応じた額

| 勤務の区分 | 手当額 |
|--|---------------|
| <u>勤務時間が深夜の全部を含む勤務（二交替制勤務に限る。）</u> | <u>9,000円</u> |
| <u>勤務時間が深夜の全部を含む勤務（上欄に該当する勤務を除く。）</u> | 6,800円 |
| 深夜における勤務時間が4時間以上の勤務（勤務時間が深夜の全部を含む勤務を除く。） | 3,300円 |
| 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務 | 2,900円 |
| 深夜における勤務時間が2時間未満の勤務 | 2,000円 |

二 前項第2号の業務 1,620円

3 助産師、看護師又は准看護師（徒歩により勤務するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員及び給与規程第18条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける教職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のため大学の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場

合（料金等の一部又は全部を大学が負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）における第1項第1号の業務に係る手当額については、当分の間前項第1号の規定にかかわらず、次の表に掲げる教職員の区分に応じた額を加算した額とする。

| 教 職 員 の 区 分 | 手当額 |
|--|--------|
| 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の教職員 | 380円 |
| 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員 | 760円 |
| 通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員 | 1,140円 |

~~（極地観測手当）~~

~~第12条 極地観測手当は、教職員が南緯5.5度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。~~

~~2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、教職員の職務の級に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額）とする。~~

| 職 務 の 級 | 手当額 |
|--|-------------------|
| 一般職俸給表(一)7級以上の級 教育職俸給表5級以上の級 | 4,100円 |
| 一般職俸給表(一)6級、5級及び4級 教育職俸給表4級及び3級 | 3,100円 |
| 一般職俸給表(一)3級 教育職俸給表2級 | 2,400円 |
| 一般職俸給表(一)2級 教育職俸給表1級 | 2,000円 |
| 一般職俸給表(一)1級 | 1,900円 |

（併給禁止）

~~第1213条~~ 給与規程第11条の規定により俸給の調整額を受ける教職員には、次に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

死体処理手当（第7条表中1及び2の作業に係るものに限る。）

放射線取扱手当（給与規程第11条別表第7に掲げる16から24までの勤務箇所における業務に係るものに限る。）

2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、その爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

（特殊勤務実績簿及び特殊勤務整理簿）

~~第1314条~~ 特殊勤務手当を支給するに当たっては、特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿を作成し、所要事項を記入し、かつ、これを保管する。

特殊勤務実績簿には、作業に従事した年月日、作業に従事した教職員の氏名、作業の内容、手当の支給割合別の時間数等を記入し、特殊勤務手当整理簿には、一給与期間（航空手当にあっては、月の初日から末日までの期間）ごとに教職員別に特殊勤務実績簿に

記録された事項を集録するものとする。

(作業日数の計算方法)

第14~~15~~条 作業日数は暦日によって計算する。

(端数処理)

第15~~16~~条 特殊勤務手当の確定金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

(雑則)

第16~~17~~条 特殊勤務手当の支給に関しては、この細則に定めるもののほか、その運用、解釈等については別に定めることができるものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の日において、同日前から引き続いて業務に従事している者にかかる改正後の第11条第2項第1号の規定の適用については、なお従前の例による。